

# 第 5 編

## 計画推進に向けて

～町民との共創と効率的な行財政運営～  
(中期基本計画)

(第3期桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

|       |             |     |
|-------|-------------|-----|
| 第 1 章 | 計画の実現に向けた方策 | 102 |
| 第 2 章 | 計画の実効性確保    | 118 |



担当課 総務課

主な情勢

町財政の健全性維持

町財政については、健全性の維持に努めながら、社会経済状況の変化や人口減少・高齢化などにより、多様化・複雑化・高度化する行政需要を的確に捉え、社会情勢の変化と住民ニーズに応える各種施策を展開していく必要があります。

自主財源（ふるさと納税等）の確保

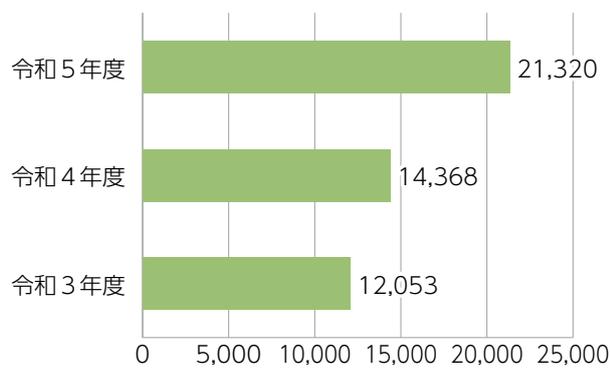
自主財源については、自主性と安定性のある行政運営を行ううえで重要であることから、町税はもとより、公平性の観点から、分担金及び負担金並びに手数料及び使用料等受益者負担の適正化、用途廃止した遊休資産の売却又は貸付を進めるなどして、確保に努めていく必要があります。

また、ふるさと納税については、自主財源を確保するうえで非常に有効な手段であることから、引き続き町の資源を最大限に活用した返礼品の掘り起こしやシティプロモーション\*活動に同調した取組みを推進していく必要があります。

公共施設の適正管理

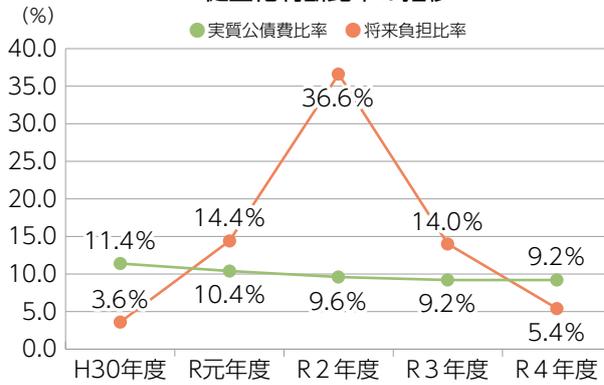
公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで幼稚園統廃合や役場庁舎移転改築、道路・橋梁の長寿命化、施設の集約化などを進めており、今後も行政需要を踏まえた最適配置の実現を目指すとともに、維持管理費用の低減・平準化のため、計画的な予防保全により長寿命化を図り、その適正管理に努める必要があります。

ふるさと納税の推移 (単位:万円)



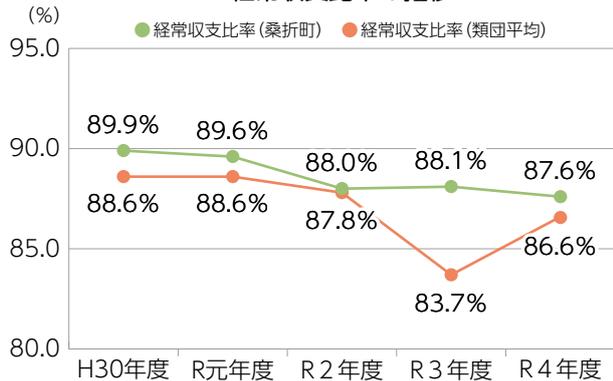
出典：総務課財政係資料

健全化判断比率の推移



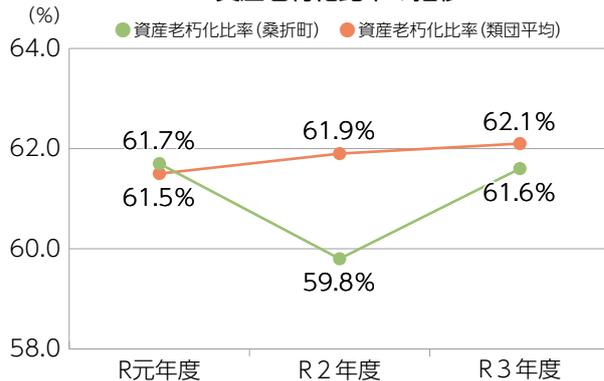
出典：総務課財政係資料

経常収支比率の推移



出典：総務課財政係資料

資産老朽化比率の推移



出典：総務課財政係資料

**町が目指す姿**

将来にわたって財政の健全性が保たれ、情勢の変化にも対応しながら、持続的なまちづくりが可能なまち

**基本目標**

| 項目                              | 説明  | 基準値            | 目標値                          |
|---------------------------------|---|----------------|------------------------------|
| 実質公債費比率*<br>※財政健全化法に基づく健全化判断比率① | 負担する地方債償還金(借金の返済)の標準財政規模に対する割合の3か年平均値<br>●早期健全化基準(黄色信号): 25%<br>●財政再生基準(赤信号): 35% | 10.4<br>(R元年度) | 早期健全化基準(25.0%)以下<br>(R13年度)  |
| 将来負担比率*<br>※財政健全化法に基づく健全化判断比率②  | 将来負担する実質的負債の標準財政規模に対する割合<br>●早期健全化基準(黄色信号): 350%<br>●財政再生基準(赤信号): なし              | 14.4<br>(R元年度) | 早期健全化基準(350.0%)以下<br>(R13年度) |

**方策の方向性**

**方策 1-1 町財政の健全性維持**

●町財政については、「入るを量りて出づるを為す\*」の考えのもと、歳出では、行政経費の節減合理化やスクラップ&ビルド\*の徹底、事業の重点選別化などを推進するとともに、歳入では、町税などの自主財源はもとより、事業実施にあたり、国、県の補助制度や地方交付税措置のある有利な地方債を活用するなど特定財源の確保を図り、引き続き、健全性を維持し、持続可能な運営に努めます。

**主な取組み**

- 「中期財政計画」の策定 ●総合計画を踏まえた計画的な予算編成 ●分かりやすい予算・決算(財政状況)の広報
- 地方公会計制度による財務諸表作成

**方策 1-2 自主財源(ふるさと納税等)の確保**

●ふるさと納税については、制度のさらなる推進に努めるとともに、魅力ある返礼品の掘り起こしやシティプロモーション\*と連動した取組みを推進します。また、遊休資産の売却・貸付を進め、維持管理費用の削減と財源の確保に努めます。

●受益者負担については、公平相応な負担を求めることが原則であることから、予算編成業務と連動させ、運営費・管理経費等を勘案し経費に見合った見直しを図るなど、適正化の働きかけを進めます。

**主な取組み**

- ふるさと納税制度の活用(魅力ある返礼品の拡充など) ●遊休資産の売却及び貸付
- 適正な予算編成(受益者負担の適正化の促進)

**連携課**

総合政策課 産業振興課

**方策 1-3 公共施設の適正管理**

●公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少社会においても必要な行政サービスを維持するため、適正な維持管理はもとより、長寿命化の検討、統廃合や複合化などにより、施設(量)の最適化に努めます。

**主な取組み**

- 「公共施設等総合管理計画」に基づくマネジメントの推進 ●個別施設計画の策定促進

**連携課**

各施設所管課

**重要業績評価指標**

| KPI(重要業績評価指標)名      | 説明                                    | 基準値                                   | 目標値                       |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 経常収支比率              | 経常的経費(人件費や扶助費など)の経常的に収入される一般財源に対する割合  | 87.6%<br>(R4年度)<br>類似団体の<br>平均値は86.6% | 類似団体の<br>平均値以下<br>(R11年度) |
| ふるさと納税額<br>(企業版を除く) | ふるさと桑折を思う、本町のまちづくりに共感し応援して頂ける方々からの寄付額 | 2億1,320万円<br>(R5年度)                   | 2億5,000万円<br>(R11年度)      |

**分野別の計画等**

- ▼ 中期財政計画 ▼ 公共施設等総合管理計画

**協働する団体等**

- ▼ 本町の進めるまちづくりに共感・応援して頂ける方々(個人や企業) ▼ ふるさと納税返礼品を提供する町内事業者



担当課 税務住民課

## 主な情勢

### 町税の適正な課税

町税は、令和6年度一般会計当初予算歳入額において約20.6%を占める貴重な自主財源であり、課税業務に当たっては、税制改正などへ適切に対応し、公平・公正な課税に努めています。

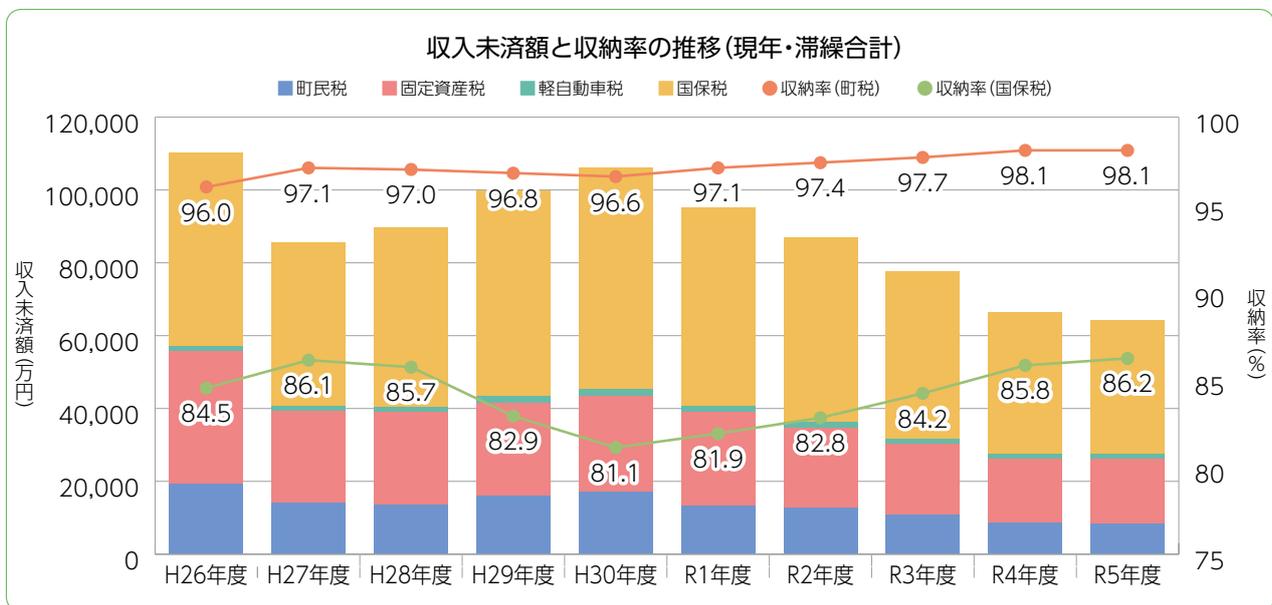
目下の課題として、各種施策(空き家・所有者不明土地など)における税の課税強化について、関係課などと連携して適正なあり方の検討を進める必要があります。また、令和7年度までに自治体業務システム標準化対応の実施を法で義務付けられたことから、システム更改に併せてデータの点検を実施し、特に固定資産課税台帳については、法務局とのオンラインによるデータ連携を図るための整備が求められます。

### 収納率の向上

税収の確保については、納税者の利便性向上のため、口座振替やコンビニ納付、各種ペイアプリの利用など納付機会の拡大を図ることで、収納率の向上に努めています。

しかしながら、物価高による家庭への影響や、会社退職などによる収入減などを要因とした滞納事案があるため、町の財源確保と税負担の公平性の観点から、引き続き、納税相談、督促や催告による徴収業務、差押などの滞納処分を実施するなど滞納対策を強化していかなければなりません。

また、広報紙やホームページによる啓発、小中学生に対する租税教育を実施することで、納税意識を高めていく必要があります。



出典：各年度決算付属資料

## 町が目指す姿

町民に納税意識が浸透した期限内納付率の高いまち

## 基本目標

| 項目                        | 説明  | 基準値             | 目標値              |
|---------------------------|---|-----------------|------------------|
| 町税収納率<br>(入湯税・国民健康保険税を除く) | 町税(入湯税・国民健康保険税を除く)の<br>現年度分及び滞納繰越分の合計の収納率 | 97.4%<br>(R2年度) | 99.0%<br>(R13年度) |

## 方策の方向性

## 方策1-4 町税の適正な課税

- 適正な課税の更なる推進のため、課税客体の的確な把握や、自主申告の必要性の啓発を図り、税務署、法務局、県と連携し、公平・公正な課税に努めます。また、固定資産(土地・家屋)の評価については、適正な均衡のとれた評価額の算定に努め、3年ごとの評価替えを的確に行います。

## 主な取組み

- 電子申告(eLTAX)の利用促進
- 住民税申告相談受付
- 税務署、法務局とのデータ連携
- 実地(実態)調査
- 空き家、所有者不明土地の課税強化

## 連携課

総務課 健康福祉課 建設水道課 産業振興課

## 方策1-5 町税の収納率向上

- 収納率向上のため、時代のニーズにあった納付方法の拡大及び利用促進を図り、納税しやすい環境づくりに努めます。また、納税意識の醸成を図り、税負担の公平性の確保に努めます。

## 主な取組み

- キャッシュレス納付の拡大・利用促進
- 納税相談の実施
- 広報紙、ホームページによる啓発活動
- 租税教育活動(税に関する作品コンクール、租税教室など)

## 連携課

総務課 健康福祉課 教育文化課

## 重要業績評価指標

| KPI(重要業績評価指標)名            | 説明  | 基準値             | 目標値              |
|---------------------------|---|-----------------|------------------|
| 町税収納率<br>(入湯税・国民健康保険税を除く) | 町税(入湯税・国民健康保険税を除く)の<br>現年度分及び滞納繰越分の合計の収納率 | 98.1%<br>(R5年度) | 98.7%<br>(R11年度) |
| 町税口座振替加入率<br>(国民健康保険税を除く) | 町税納付に係る口座振替の利用申込率                         | 49.9%<br>(R5年度) | 55.0%<br>(R11年度) |

## 分野別の計画等

▼中期財政計画

## 協働する団体等

▼福島県 ▼福島地方方法務局 ▼福島税務署



担当課 総務課 税務住民課

## 主な情勢

### 持続可能な行政運営

行政運営については、人口減少や超少子高齢社会の進行、社会経済情勢の変化などを背景に、多様化・複雑化・高度化する行政需要への確に対応することが求められており、常に質の高い行政サービスの提供を目指していかなければならないことから、事務事業の点検・見直しはもとより、必要に応じ組織機構の見直しを図るなど、「行政改革大綱」に基づき、効率で効果的に実施していく必要があります。

また、職員については、専門分野や地域課題のみならず、新たな行政課題にも的確に対応することが求められていることから、引き続き各種研修を実施し、人材育成に取り組む必要があります。

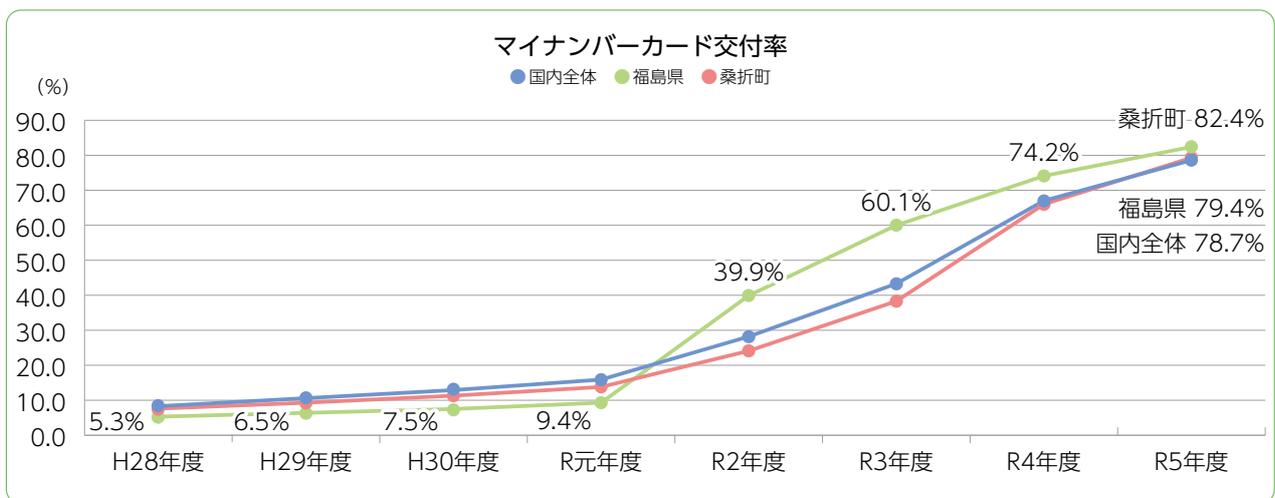
### 窓口業務の充実

窓口業務については、令和3年1月の役場新庁舎開庁により、分散していた窓口機能を集約化し、十分な相談スペースも確保されたことで、町民の窓口利用の利便性や来庁者に向けた総合案内機能が格段に充実するとともに、対応する職員については、来庁者に対して適切な対応がとれるよう、接遇マニュアルや合理的配慮などにより接遇能力の向上に努めています。

住民票等の発行などの窓口サービスについては、夜間や休日などの臨時窓口の開設に加え、マイナンバーカードを活用した住民票など証明書のコンビニ交付サービスの実施など、利便性の向上に努めています。

マイナンバーカードについては、交付促進の取組みにより他自治体に比べ高い交付率を維持してきましたが、今後、順次更新時期を迎えることから、スムーズな更新はもとより、国においてカードの利用機会の拡大を強化しており、交付の拡大を図る必要があります。また、令和8年度には次期カードの導入が国において検討されており、移行に向けた対応が必要となる見通しです。

住民基本台帳をはじめとした基幹業務システム<sup>\*</sup>については、国のデジタル化推進の一環として、令和7年度までに行政サービスの向上や住民の利便性向上を図ることを目的に業務システムの標準化などの改修が求められており、円滑な移行に向け、計画的な取組みが必要となっています。



出典：税務住民課資料

**町が目指す姿**

多種多様な行政需要に対応した行政運営が確立したまち  
(住民サービスの質の向上、行政事務の効率化、組織力の強化)

**基本目標**

| 項目                 | 説明   | 基準値             | 目標値              |
|--------------------|--|-----------------|------------------|
| 行財政改革への取組みについての満足度 | 町民アンケート調査における行財政改革への取組みについての満足度で「満足」「やや満足」と回答した町民の割合 | 11.3%<br>(R元年度) | 50.0%<br>(R13年度) |

**方策の方向性**

**方策 2-1 持続可能な行政運営**

- 行政運営については、総合計画の推進や多様化・複雑化・高度化する行政需要に対応できるよう組織力を高めるとともに、引き続き効率的・効果的で透明性の高い行政の実現に努めます。
- 行政サービスについては、引き続き、町民の視点に立ち、ニーズを的確に把握するとともに、デジタル化による利便性向上や事務効率化を図りながら、提供することに努めます。
- 職員の人材育成については、社会環境の変化に伴う新たな行政課題にも的確に対応できる人材の育成・確保に努めます。

**主な取組み**

- 行財政改革の推進
- 事務事業の見直し
- 各種研修事業の実施
- 自己啓発支援事業の推進

**連携課**

全課

**方策 2-2 窓口業務の充実**

- 住民基本台帳及び戸籍事務等について、適切な事務処理の下、来庁者にわかりやすく迅速で親切な窓口対応を実施していきます。
- 行政デジタル化への対応として、各種手続きの業務手順見直しやオンライン化の検討、住民基本台帳をはじめとした基幹システム標準化への対応や標準化された基幹システムの適切な運用を行います。

**主な取組み**

- 夜間・休日の証明書交付・マイナンバーカード関係窓口開設
- 各種申請・届出などの効率化とオンライン化
- キャッシュレス決済の導入
- マイナンバーカードの交付・更新促進
- 接遇研修
- 基幹システムの標準化対応と適切な管理運用
- 戸籍に氏名の振り仮名の届出・記載・公証

**重要業績評価指標**

| KPI(重要業績評価指標)名  | 説明                          | 基準値              | 目標値               |
|-----------------|-----------------------------|------------------|-------------------|
| 職員研修実施回数        | 職員などに対する研修実施回数              | 4回<br>(R5年度)     | 5回<br>(R11年度)     |
| 窓口関係手続オンライン化実施数 | 窓口関係の申請・届出などをオンラインで可能とした件数  | 2件<br>(R5年度)     | 4件<br>(11年度)      |
| コンビニ交付サービス実施数   | マイナンバーカードによりコンビニで取得した証明書の件数 | 1,707件<br>(R5年度) | 2,500件<br>(R11年度) |

**分野別の計画等**

- ▼ 桑折町人材育成基本方針
- ▼ 桑折町障がい者活躍推進計画
- ▼ 桑折町定員管理適正化計画
- ▼ 桑折町DX推進計画

**協働する団体等**

- ▼ 福島地方務局
- ▼ 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)



担当課 総合政策課

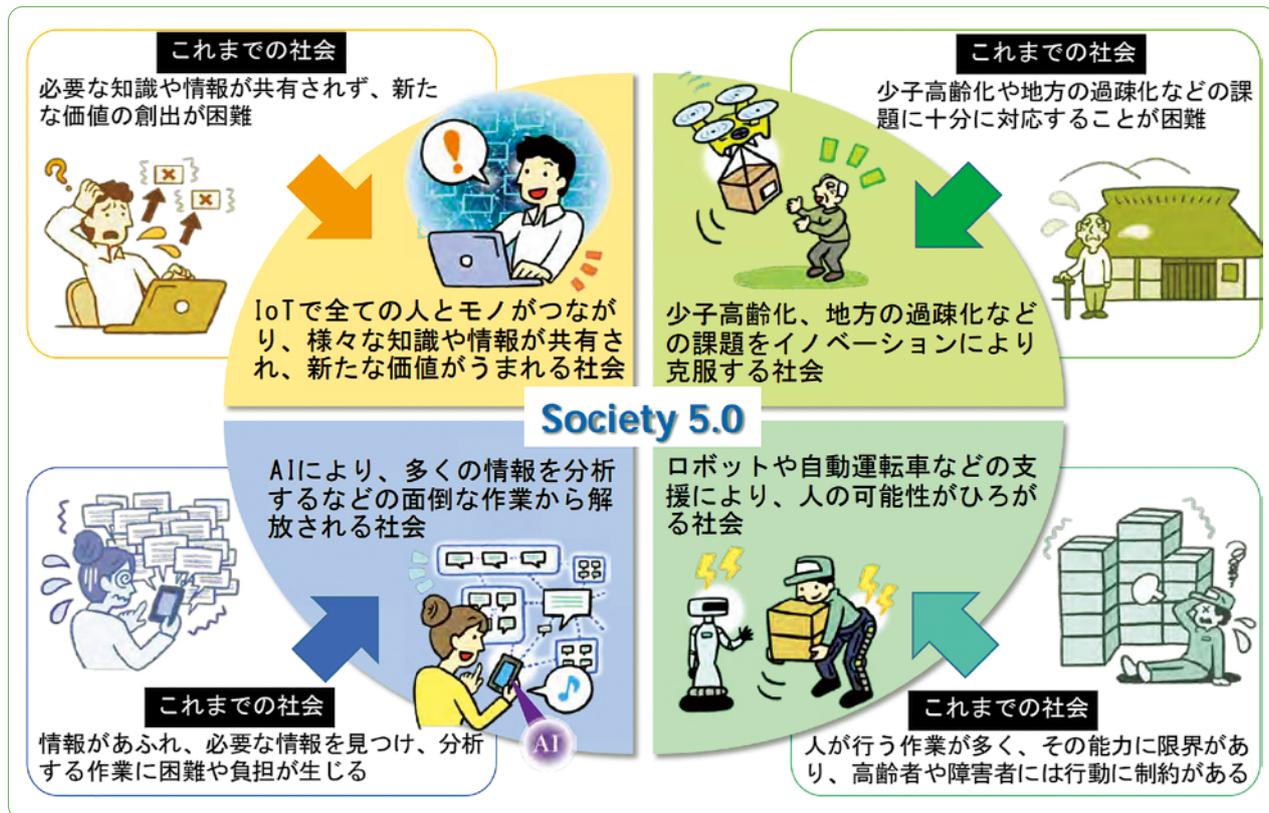
主な情勢

自治体DX\*の取組み

本町では、業務の効率化や町民の利便性向上を図るため、これまで、地域イントラネット\*事業のほか、マイナンバーカード発行促進事業やカードを活用した住民票コンビニ交付サービスの導入、役場庁舎とイコーゼへの公衆無線LAN\*環境の整備などに取り組んできました。

国は、自治体がデジタル技術を活用し、住民の利便性の向上や業務効率化による行政サービスの向上を図るため令和2年5月に「デジタル改革関連法\*」を制定し、デジタル化が進んだ新しい社会の実現を目指しています。

町では令和4年4月に町の自治体DX\*推進のあり方を定めた「桑折町DX推進計画」に基づき、申請管理システムの構築、町公式X(旧Twitter)やLINEなどのSNS\*を活用した情報発信、初心者向けの「スマホ講座」の開催、テレワーク\*システムの導入、町情報セキュリティポリシー\*の見直しなどに取り組んでいます。また、令和7年度までに、国が示す20業務に係る情報システムについて、標準化・共通化を図った上でクラウドに対応することが求められており、今後も、国と歩調を合わせて自治体DXの推進を図ることはもとより、地域社会の更なるデジタル化やデジタルデバイス\*対策などに取り組むこととしています。



内閣府ホームページ「Society 5.0で実現する社会」より

**町が目指す姿**

行政サービスの利便性が高く、地域課題の解決や行政事務の遂行に効率化が図られているまち

**基本目標**

| 項目                | 説明                        | 基準値          | 目標値              |
|-------------------|---------------------------|--------------|------------------|
| オンライン申請可能な行政手続きの数 | 国がオンライン申請を推進している行政手続きの導入数 | 3件<br>(R2年度) | 60件以上<br>(R13年度) |

**方策の方向性**

**方策 2-3 自治体DX\*の推進**

- 「DX\*推進計画」に基づき、行政サービスの利便性向上や行政事務の効率化を推進します。また、情報資産を守るため、情報セキュリティ対策を推進します。
- 自治体DXの取組みと併せて地域社会のデジタル化とデジタルデバインド\*対策に取り組めます。

**主な取組み**

- 「町DX推進計画」の推進 ●「情報セキュリティポリシー\*」の運用 ●ICT\*専門人材の確保
- デジタルデバインド対策としての町民向け研修会の開催 ●職員向け研修会の開催
- ICTを活用した地域社会のデジタル化 ●民間と連携した町民のデジタル化の推進

**連携課**

全課



スマホ・タブレット講習会(デジタルデバインド対策)

**重要業績評価指標**

| KPI(重要業績評価指標)名    | 説明                        | 基準値           | 目標値            |
|-------------------|---------------------------|---------------|----------------|
| オンライン申請可能な行政手続きの数 | 国がオンライン申請を推進している行政手続きの導入数 | 29件<br>(R5年度) | 50件<br>(R11年度) |

**分野別の計画等**

- ▼桑折町DX推進計画 ▼桑折町情報セキュリティポリシー

**協働する団体等**

- ▼町商工会 ▼ふくしまICT利活用推進協議会 ▼ふくしま田園中枢都市圏\*構成市町村



担当課 総合政策課

## 主な情勢

### ふくしま田園中枢都市圏への参画

本町では、「ふくしま田園中枢都市圏\*」(令和4年3月設立：4市3町2村)に参加し、近隣市町村同士の結びつきを一層強めながら、行政事務の共同研究や移住定住、観光振興、文化交流など、様々なテーマを設定した広域連携事業の拡充に取り組んでいます。

広域連携事業については、人口減少や少子高齢化など、多様化・複雑化する行政課題への対応が求められる中、地域活性化や持続可能な行政運営、町民サービスの質の向上と維持などを図るため、各市町村が持つ地域資源や機能を補完し合いながら、より柔軟かつ積極的に進めていく必要があります。

### 一部事務組合との連携

伊達地方衛生処理組合については、令和8年に最終処分場が満床になることに加え、焼却炉が耐用年数を超えて使用している現状から、現施設内に、令和14年度の稼働を目指し「ガス化溶融炉\*」を建設することとし、令和6年度より環境影響評価調査\*等に着手しました。

伊達地方消防組合については、東日本大震災以降、緊急防災・減災事業債を活用し、順次、消防車両や救急車両の更新を図ってきたものの、各分署の老朽化が進行したことから、令和6年7月に西分署の改築工事が終了するとともに、今後、令和8年度の完成を目指し、南分署の改築に着手したところであります。

藤田総合病院組合については、高度医療や救急医療を担い、地域住民の安心・安全に大きく貢献する中核病院であります。慢性的な医師不足が課題となっており、構成市町において財政支援をしているものの、経営は厳しい状況にあります。

一部事務組合については、町民生活に係る行政執行上、将来にわたり必要不可欠であることから、今後も、構成町として財政負担を継続していく必要があります。

### 参画する一部事務組合

| 分野   | 一部事務組合名(設置年次)            | 構成自治体                    |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 衛生   | 伊達地方衛生処理組合(S35.7)        | 伊達市、桑折町、国見町、福島市、川俣町      |
| 消防   | 伊達地方消防組合(S46.4)          | 伊達市、桑折町、国見町、川俣町          |
| 病院   | 公立藤田病院組合(S26.5)          | 国見町、桑折町、伊達市              |
| 水道   | 福島地方水道用水供給企業団(S60.10)    | 福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町 |
| 医療   | 福島県後期高齢者医療広域連合(H19.2)    | 県内市町村                    |
| 職員福利 | 福島県市町村総合事務組合(S54.4)      | 県内市町村                    |
| 森林   | 福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合(M40.7) | 国見町・桑折町                  |

### その他の主な市町村連携

| 分野 | 広域連携事業名等(設置年次)           | 構成・参加自治体                                      |
|----|--------------------------|---|
| 総務 | ふくしま田園中枢都市圏(R4.3)        | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村(白石市、米沢市) |
| 総務 | 福島地方行政課題検討連絡調整会議(H23.4)  | 福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町                           |
| 税務 | 福島地区税務協議会(S31.10)        | 福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町                           |
| 衛生 | 伊達市・桑折町・国見町火葬場協議会(S47.4) | 伊達市・桑折町・国見町                                   |
| 道路 | 福島地区国道協議会(H2.11)         | 福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村                  |

出典：総合政策課作成資料

町が目指す姿

行政サービスが安定的かつ充実した利便性の高いまち  
 圏域住民が相互に行き交い、観光・文化交流が活発な賑わいのあるまち

基本目標

| 項目                  | 説明   | 基準値             | 目標値                |
|---------------------|--|-----------------|--------------------|
| 近隣市町村との協力体制についての満足度 | 町民アンケート調査における近隣市町村との協力体制についての満足度で「満足」「やや満足」と回答した割合 | 12.7%<br>(R元年度) | 20.0%以上<br>(R13年度) |

方策の方向性

方策 2-4 福島圏域における広域連携の深化

- 中核市である福島市を中心とした「ふくしま田園中枢都市圏」に参画し、広域連携体制の強化を図るとともに、人口減少や少子高齢化などの諸課題を踏まえ、地域の活性化や行政サービスの維持及び質の向上に取り組みます。

主な取組み

- 「ふくしま田園中枢都市圏」への参画 ●公共施設の相互利用推進
- 行政サービス・行政事務の効率化に向けた各種連携事業

連携課

全課

方策 2-5 一部事務組合

- 消防、医療、衛生・処理、水道などについて、一部事務組合等を通じて対応していきます。

主な取組み

- 関係市町との連携



令和6年7月に完成した伊達地方消防組合中央消防署西分署



老朽化が進む衛生処理組合ゴミ焼却施設

重要業績評価指標

| KPI(重要業績評価指標)名  | 説明                      | 基準値           | 目標値            |
|-----------------|-------------------------|---------------|----------------|
| ふくしま田園中枢都市圏事業計画 | ふくしま田園中枢都市圏事業として取り組む事業数 | 12件<br>(R5年度) | 30件<br>(R11年度) |

分野別の計画等

—

協働する団体等

- ▼ふくしま田園中枢都市圏\*構成市町村 ▼近隣自治体(福島市、伊達市、国見町、川俣町など)
- ▼一部事務組合・広域連合



担当課 生活環境課

## 主な情勢

### 町内会活動

本町では、各地区町内会との連携を図りながら、町内会活動奨励金の交付や町内会育成振興事業などを通して、町内会の主体的な活動の活性化に向けた支援に取り組んでいます。

また、各町内会に行政連絡員を委嘱し、町と町民の連絡調整役として、町の施策などをご理解いただきながら、行政情報の配布や地区内住民との情報共有に努めています。

しかしながら、町内会活動については、核家族化・少子高齢化の急速な進行、生活様式や価値観の多様化、コロナ禍での長期間の活動制限などにより、地域社会の連帯感が薄れ、町内会加入率の低下や役員の担い手不足などの課題を抱えています。

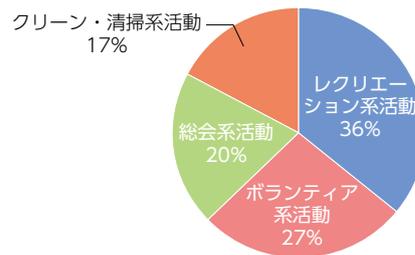
引き続き、町内会の意思や地域の事情などを尊重しながら、住民自治活動の基礎となる町内会活動の活性化を図る必要があります。

#### 町内会運営の主な課題(自由記述)

- ・ 役員の受け手減少・不足
- ・ 町内会への加入率低下(若者、集合住宅入居者)
- ・ 高齢化による町内会活動への支障及び担い手減少
- ・ 共同・協働意識の希薄化
- ・ 一部班長の職務怠慢
- ・ 配布文書の多さによる班長の負担増加
- ・ 一人世帯増加による町内会費徴収困難

出典：町内会長アンケート(平成30年10月)

#### 町内会独自の活動について



出典：町内会長アンケート(平成30年10月)

### 住民自治活動

本町では、地域の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持改善に努力し、地域の文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域をつくるため、地域住民と町が目標と課題を共有し、協働していくことを目的とした「住民自治協議会」を平成21年に設立しました。町内4地区がそれぞれ特色ある活動に取り組むにあたり、町は随時、住民自治協議会との情報交換の場を設けたり運営交付金などの財政支援を行ったりするなど、自主防災活動や地域コミュニティ活動が活発になるよう支援しています。

住民自治協議会については、行政主導ではなく地域住民の自発的な活動の展開が望まれるところではありますが、設立から15年となる現在、町内会活動同様、参加意識の低下や役員の担い手不足など多くの課題を抱え、活動が停滞傾向にある地区もあります。

今後は、各地区それぞれの活動展開を尊重しながら、運営のあり方等について検討していく必要があります。

**町が目指す姿** 行政と地域が協働でまちづくりを進めるまち

**基本目標**

| 項目         | 説明   | 基準値             | 目標値             |
|------------|--|-----------------|-----------------|
| 地域活動への参加意識 | 町民アンケート調査における地域活動への参加意識について「協力できることがある」と回答した割合 | 83.5%<br>(H30年) | 現状値以上<br>(R13年) |

**方策の方向性**

**方策3-1 町内会活動の活性化**

●運営や施設整備に係る支援及び相談、助言はもとより、地域における人材育成に努め、町内会活動の活性化を図ります。

**主な取組み**

- 町内会活動奨励事業
- 町内会育成振興事業補助金助成
- 行政連絡員連合会事業支援
- 行政連絡員との連携

**連携課**

全課

**方策3-2 住民自治活動の活性化**

●各地区住民自治協議会の運営を支援するとともに、人材育成を図り、今後のあり方についても検討していきます。

**主な取組み**

- 住民自治協議会運営交付金交付事業

**連携課**

全課



「災害図上訓練」を行った住民自治協議会防災研修

**重要業績評価指標**

| KPI(重要業績評価指標)名 | 説明              | 基準値           | 目標値              |
|----------------|-----------------|---------------|------------------|
| 町内会加入率         | 町内会に加入している世帯の割合 | 98%<br>(R5年度) | 現状値以上<br>(R11年度) |

**分野別の計画等**

-

**協働する団体等**

- ▼町内会
- ▼行政連絡員連合会
- ▼住民自治協議会



担当課 総合政策課

## 主な情勢

### 男女共同参画

日本は、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー<sup>\*</sup>ギャップ指数2020」において153国中121位と低迷しており、女性の社会参画が遅れています。国は、ジェンダー<sup>\*</sup>平等社会の実現に向け、女性の社会進出拡大の取組みを強化するため、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定するとともに、男女共同参画推進法、女性活躍推進法や働き方改革関連法などの制度面での環境整備を図っています。また、令和5年に理解促進法が制定され、性的指向や性の多様性に寛容な社会の実現が求められております。

本町では、令和4年度に策定した「第3次こおり男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会づくりへの意識改革を図るため、広報こおりでの特集記事の掲載や企業訪問活動、講演会・セミナーの開催などに取り組んでいます。

#### 委員会・審議会等の女性登用(R6.4.1現在)

| 審議会等名           | 委員数総数(人) | うち女性委員数(人) | 女性比率(%) |
|-----------------|----------|------------|---------|
| 教育委員会           | 4        | 2          | 50      |
| 選挙管理委員会         | 4        | 1          | 25      |
| 農業委員会           | 10       | 0          | 0       |
| 総合計画審議会         | 20       | 5          | 25      |
| 防災会議            | 28       | 1          | 3.6     |
| 民生委員推薦会         | 7        | 1          | 14.3    |
| 国民健康保険運営審議会     | 9        | 2          | 22.2    |
| 水防協議会           | 13       | 1          | 7.7     |
| 介護認定審査会         | 8        | 2          | 25      |
| 交通安全対策会議        | 43       | 10         | 23.3    |
| 社会教育委員会         | 12       | 3          | 25      |
| 文化財保護審議会        | 8        | 1          | 12.5    |
| 都市計画審議会         | 10       | 0          | 0       |
| 介護給付費等支給に関する審査会 | 5        | 2          | 40      |
| 町健康づくり推進協議会     | 13       | 3          | 23.1    |
| 町就学指導審議会        | 9        | 5          | 55.6    |

出典：総合政策課

### SDGs<sup>\*</sup>の取組み

持続的なまちづくりを実践していくためには、地域全体でSDGs<sup>\*</sup>の理念を共有し、多様な主体とのパートナーシップにより、新しい価値の創造や恵まれた地域資源の継承、地域経済の活性化などに取り組んでいく必要があります。

本町では、令和3年6月に、より良い未来を次世代に引き継いでいくために「地方創生SDGs推進の町」を宣言するとともに、令和4年5月には町民や町内事業所・各種団体などとのコンソーシアム<sup>\*</sup>「桑折町SDGs推進町民会議」を設立し、産官学民が一丸となった取組みを推進しています。

**町が目指す姿**

性別に関わらず、誰もが安心して生活し、あらゆる分野で個性や能力を発揮し活躍できるまち  
SDGs<sup>\*</sup>の理念実現に向け、町を挙げて取組みを推進するまち

**基本目標**

| 項目           | 説明  | 基準値              | 目標値                |
|--------------|---|------------------|--------------------|
| 男女共同参画社会の満足度 | 町民アンケート調査における男女共同参画社会についての満足度で「満足」「やや満足」と回答した割合 | 13.1%<br>(H31年度) | 20.0%以上<br>(R13年度) |

**方策の方向性**

**方策3-3 男女共同参画の推進**

●性別に関わりなく、町民一人一人が個性や能力を生かして活躍できる町を目指し、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場面での男女共同参画の実現に向けた取組みを推進します。

**主な取組み**

- 「こおり男女共同参画プラン」の推進
- 講演会・交流会の開催
- 啓発活動(広報、企業訪問)
- パートナーシップ制度の取組み研究

**連携課**

全課

**方策3-4 SDGs<sup>\*</sup>の推進**

●SDGs<sup>\*</sup>が掲げる17の目標の達成に向け、家庭、学校、職場、地域など、産官学民一丸となった取組みを推進します。

**主な取組み**

- 町SDGs推進町民会議への支援
- 啓発活動(広報、企業訪問)
- 町SDGs登録制度の浸透

**連携課**

全課

**重要業績評価指標**

| KPI(重要業績評価指標)名 | 説明                       | 基準値             | 目標値              |
|----------------|--------------------------|-----------------|------------------|
| 審議会等の女性登用数     | 各地方自治法に基づく審議会などにおける女性の割合 | 18.6%<br>(R5年度) | 25.0%<br>(R11年度) |
| SDGs推進団体登録数    | 町SDGs登録制度に登録した企業・団体数     | 27団体<br>(R5年度)  | 50団体<br>(R11年度)  |

**分野別の計画等**

▼こおり男女共同参画プラン

**協働する団体等**

▼町民 ▼町内女性団体 ▼国 ▼福島県 ▼関係機関 ▼桑折町SDGs推進町民会議



担当課 総合政策課

## 主な情勢

### 広報活動

本町では、町民に対し施策や取組みを的確に伝えることを目的に、毎月発行の「広報こおり」、月2回発行の「広報こおりお知らせ版」のほか、必要に応じて臨時版を発行するとともに、町ホームページやLINE配信、各種SNS\*を活用した情報発信に取り組んでいます。

今後も、紙媒体はもとより、時代を捉えたICT\*の効果的活用など、多様な情報発信の一層の推進が求められます。

### 広聴活動

本町では、行政連絡員会議や行政連絡員・住民自治協議会との意見交換会の開催並びに各種団体や町内会総会、若年層を対象とした未来会議、各種計画策定時のアンケート調査などを通じて、町民の意見などの聴取に努めるとともに、公共施設に設置した「町民ご意見箱」や町ホームページの「ご意見箱」により、広く町民から施策提言や要望などを寄せてもらう機会の充実に取り組んでいます。

今後についても、広く聴取に努めるとともに、会合参加者の固定化やご意見箱利用者の低迷などの状況が見られることから、SNS\*などを活用した広聴活動のデジタル化などを推進する必要があります。



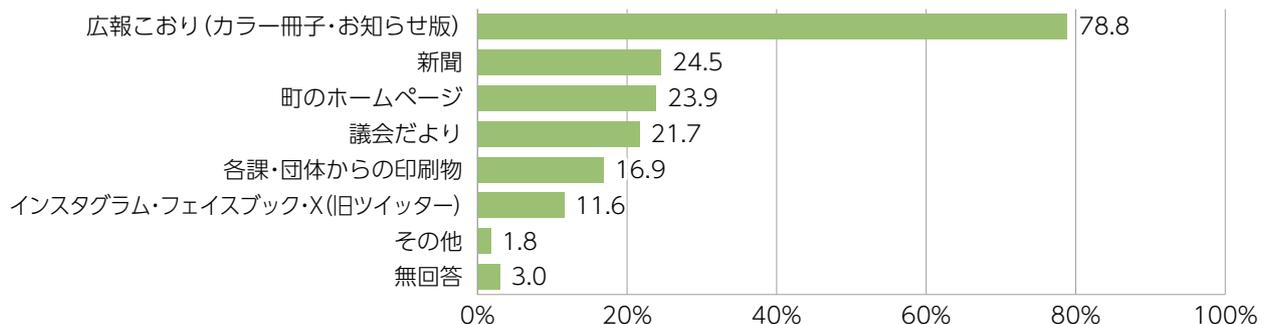
全国でも評価の高い広報こおり



こおり未来会議

町に関する情報を収集する際に利用している媒体

n = (836)



出典：令和元年度町民アンケート調査

**町が目指す姿**

町民と行政の信頼関係が醸成されたまち  
町民の町政への関心が高いまち

**基本目標**

| 項目                     | 説明   | 基準値             | 目標値              |
|------------------------|--|-----------------|------------------|
| 広報紙・ホームページによる情報発信への満足度 | アンケート調査における広報紙・ホームページによる情報発信についての満足度で「満足」「やや満足」と回答した割合 | 41.3%<br>(R元年度) | 55.0%<br>(R13年度) |

**方策の方向性**

**方策4-1 多様な広報ツールを活用したタイムリーな情報発信**

- 「広報こおり」については、わかりやすい紙面づくりに努めながら、本町の施策や考え方、計画などについて積極的に情報提供していきます。
- シティプロモーション\*の視点に立った情報発信に取り組み、本町のブランド力向上や関係人口\*の創出などにつなげていきます。
- 自治体DX\*の推進を踏まえ、デジタルデバйд\*に配慮しながら、ホームページやSNS\*、動画など多様な広報ツールを積極的に活用し、利便性が高く即時性のある情報発信に取り組みます。

**主な取組み**

- 「広報こおり」発行 ●「広報こおりお知らせ版」発行 ●「町の事業と予算」発行 ●「統計からみた桑折町の姿」発行
- 町ホームページの随時更新・運用管理 ●広報紙・SNS・YouTubeなどを活用した情報発信及び情報共有

**方策4-2 広聴機会の充実**

- 行政連絡員・住民自治協議会との意見交換会、町民ご意見箱、各種アンケート調査など、これまでの広聴活動のほか、SNS\*の活用や若者を対象とした懇談会など新たな手法を導入することで、町民とのコミュニケーションを図っていきます。

**主な取組み**

- 「ご意見箱」の設置 ●各種団体との意見交換会の開催 ●SNSを活用した新たな広聴機会の導入
- 「こおり未来会議」の開催

**重要業績評価指標**

| KPI(重要業績評価指標)名 | 説明              | 基準値          | 目標値           |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|
| 広聴媒体数          | 意見・要望を聴く機会、手段の数 | 4件<br>(R5年度) | 5件<br>(R11年度) |

**分野別の計画等**

—

**協働する団体等**

- ▼町民 ▼町公式SNS フォロワー

# 1 まちづくりの基本的視点

あらゆる分野において、次の視点をもってまちづくりを進めます。

## 視点1

あらゆる主体と  
ともにまちづくり  
を進めます

国や県はもとより、町内会、各種団体、事業所、NPO、ボランティアなど、地域の多様な主体と行政が連携し、自助・共助・公助の精神のもと、まちづくりを進めていきます。

## 視点2

人口減少対策を  
進めます

急激な人口減少によって生じる様々な問題の最小化と課題解決を図るため、交流人口\*拡大及び関係人口\*の創出、定住人口の増加に資する地域創生の取組みを総合的に進めていきます。

## 視点3

地域資源を  
最大限に活かした  
まちづくりを  
進めます

本町地域の持続的な経済発展や活力ある地域社会形成のため、地域に息づいてきた産業・自然・歴史・文化・気候・交通体系などの貴重な資源を最大限に活かした取組みを推進し、桑折の良さ・魅力をより一層高めるとともに、町民とともに情報発信の充実を図り、まちづくりの効果を総合的に高めていきます。

## 視点4

「住み続けたいまち  
住みたいまち」を  
実現します

町民が健康的な生活を送り、高齢になっても、地域や人の温かさの中で、安全に安心して住み続けられるまちづくりを進めていきます。



多様な主体と連携しまちづくりを推進

## 2 計画を実行するための行動指針

総合計画を着実に実行するため、予算の重点化、効率化などを図りつつ、以下の視点を持ち事業に取り組み、実効性の確保を図ります。

### 1 実施計画の策定

- 個々の事務事業について、財政見通しを踏まえ、年次別の事業計画(行動計画)を「実施計画」として策定し、事業の効果や財政状況を勘案しながら実行していきます。
- 実施計画の策定に当たっては、地域経済分析システム<sup>\*</sup>(RESAS)や各種統計調査の結果を十分活用していきます。

### 2 施策分野別基本計画との役割分担

- 政策及び施策の目標・方向性を掲げる最上位の本計画を補完するため、政策分野ごとに各部署が個別に「分野別計画」を策定します。
- 「分野別計画」は、本計画との役割分担を図りつつ、目指すべき町の将来像実現に向けて、より具体的な取組みを推進します。

### 3 全庁一体となった施策の推進体制

- 施策の推進に当たっては、行政分野を取り巻く課題が相互に関連することを念頭に、各部署が横断的に連携し、全庁一体となった総合的な施策の構築と展開を図ります。

### 4 戦略的な取組みを推進

- 限られた財源で最大限の効果を得るために、各施策の事業成果などを考慮したうえで、どのような施策を優先して行うか、どのような施策を組み合わせるかについて、十分検討し実行していきます。
- 各分野における主要施策の推進を基本としながら、特に、「6つの重点プロジェクト」に関連する事業の推進により、戦略的な取組みを進めます。
- 政策及び施策の立案に当たっては、統計データなどの客観的な証拠(エビデンス)を分析・検証した合理的な立案(EBPM<sup>\*</sup>)に努めます。

### 5 総合計画の進行管理

- 計画的な政策推進によるまちづくりを継続して進めるために、庁内において、個々の事務事業の達成状況を、毎年度点検・評価、検証します。また、PDCAサイクル<sup>\*</sup>により、事業成果や財政状況を踏まえ、「実施計画」を柔軟に見直していきます。
- 町民や各種団体、産官学金労言士<sup>\*</sup>などの有識者で構成する会議から意見や提言を受ける場を設定し、本計画の進行管理や評価、見直しを図っていきます。

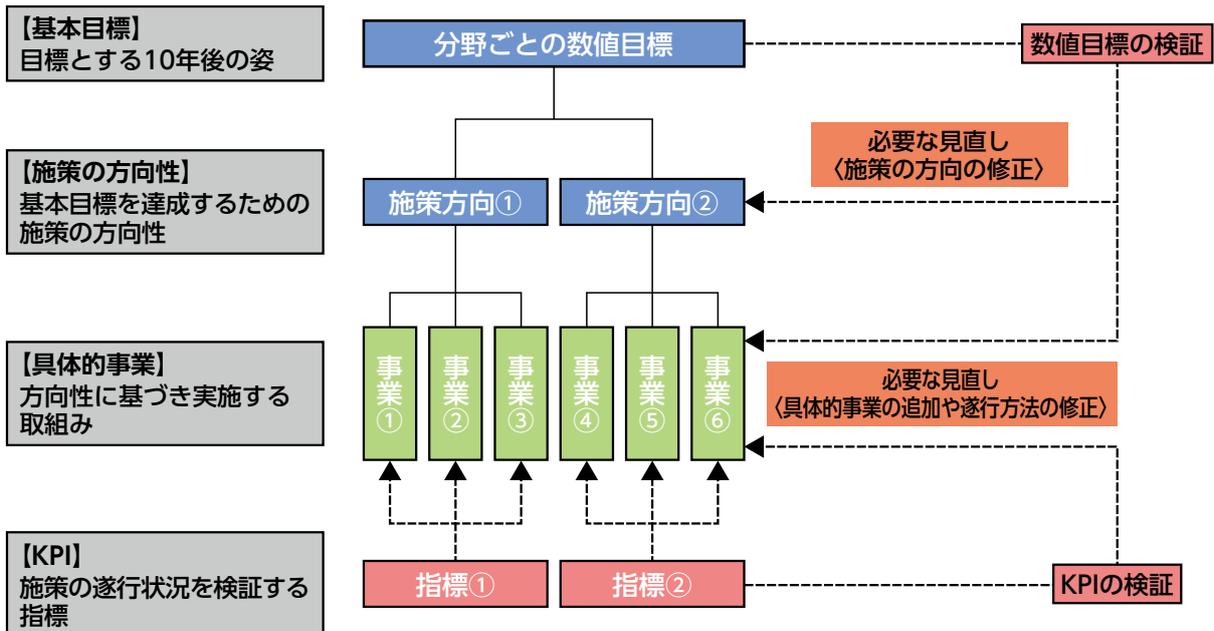
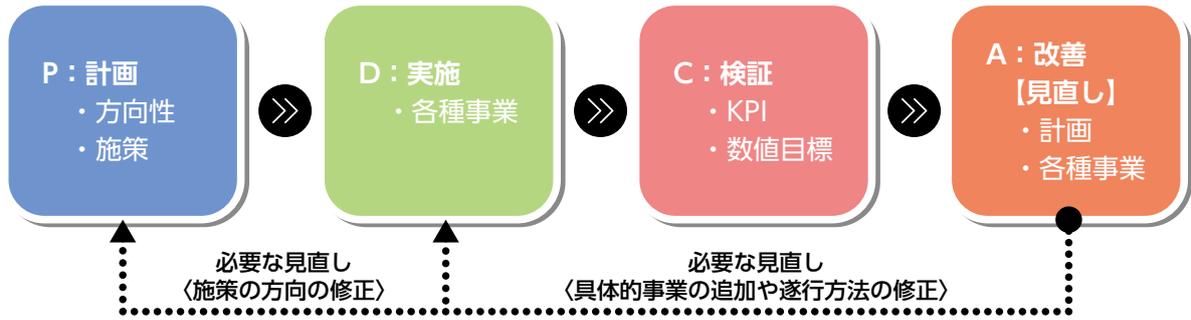


外部有識者から町の施策に対し意見・提言を受ける

## 6 総合計画実現に向けた予算編成

- 総合計画と、その実現手段である年度予算とが乖離してしまうことがないように、「実施計画」及び進行管理結果を踏まえた予算編成を進めます。
- 総合計画の具現化は、毎年度の予算編成であり、10年間の積み重ねにより、施策の実現を目指していきます。
- 進行管理の結果を踏まえた予算編成状況については、「町の事業と予算」を発行し、町民の皆さんに分かりやすくお知らせします。

### PDCAサイクル\*





# 計画における施策とSDGsの目標の関係



## 重点プロジェクト

|                          |   |   |   |   |  |   |
|--------------------------|---|---|---|---|--|---|
| 「21世紀の追分」推進プロジェクト        | ○ | ○ |   |   |  |   |
| 「安全・安心のまち」推進プロジェクト       |   |   | ○ |   |  | ○ |
| 「環境に優しいまち」推進プロジェクト       |   |   |   |   |  | ○ |
| 「健康で生き生きと暮らせるまち」推進プロジェクト |   |   | ○ | ○ |  |   |
| 「桑折っ子」育成推進プロジェクト         | ○ | ○ | ○ | ○ |  |   |
| 「心地いいまち」推進プロジェクト         |   |   |   |   |  |   |

## 第1章 活力と賑わいに満ちたまちづくり

|                         |  |   |   |   |  |  |
|-------------------------|--|---|---|---|--|--|
| 農業の振興①(担い手育成・優良農地の継承)   |  | ○ |   | ○ |  |  |
| 農業の振興②(農家所得の向上・農業環境の維持) |  |   |   |   |  |  |
| 商工業の振興①(商業活性化)          |  |   | ○ |   |  |  |
| 商工業の振興②(工業活性化)          |  |   |   |   |  |  |
| 土地利用の推進                 |  |   |   |   |  |  |

## 第2章 危機管理に備えた安全・安心のまちづくり

|                  |  |  |  |   |   |  |
|------------------|--|--|--|---|---|--|
| 消防・防災の強化①(ソフト対策) |  |  |  |   | ○ |  |
| 消防・防災の強化②(ハード対策) |  |  |  |   | ○ |  |
| 生活安全対策の推進        |  |  |  | ○ | ○ |  |

## 第3章 暮らしと自然が調和した豊かさを実感できるまちづくり

|                 |   |  |   |  |  |   |
|-----------------|---|--|---|--|--|---|
| 道路・交通ネットワークの整備  |   |  |   |  |  |   |
| 居住環境の充実①(住まい)   | ○ |  | ○ |  |  |   |
| 居住環境の充実②(上水道)   |   |  | ○ |  |  | ○ |
| 居住環境の充実③(水環境)   |   |  | ○ |  |  | ○ |
| 環境共生の推進(地球環境保護) |   |  |   |  |  |   |
| 森林環境の保全         |   |  |   |  |  |   |
| 環境衛生の充実         |   |  |   |  |  | ○ |

| 7<br>エネルギーもみんなに<br>そしてグリーンに | 8<br>働きがいも<br>経済成長も | 9<br>産業と技術革新<br>基盤をつくろう | 10<br>人や国の不平等<br>をなくそう | 11<br>住み続けられる<br>まちづくりを | 12<br>つくる責任<br>つかう責任 | 13<br>気候変動に<br>具体的な対策を | 14<br>海の豊かさを<br>守ろう | 15<br>陸の豊かさも<br>守ろう | 16<br>平和と公正を<br>すべての人に | 17<br>パートナーシップで<br>目標を達成しよう |
|-----------------------------|---------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|----------------------|------------------------|---------------------|---------------------|------------------------|-----------------------------|
|                             |                     |                         |                        |                         |                      |                        |                     |                     |                        |                             |
|                             | ○                   | ○                       |                        | ○                       | ○                    |                        |                     | ○                   |                        | ○                           |
|                             |                     |                         |                        | ○                       |                      | ○                      |                     | ○                   |                        | ○                           |
| ○                           |                     |                         |                        | ○                       | ○                    | ○                      | ○                   | ○                   |                        | ○                           |
|                             | ○                   | ○                       |                        | ○                       |                      |                        |                     |                     |                        | ○                           |
|                             |                     |                         |                        |                         |                      |                        |                     |                     | ○                      | ○                           |
|                             | ○                   | ○                       |                        | ○                       |                      |                        |                     | ○                   |                        | ○                           |
|                             |                     |                         |                        |                         |                      |                        |                     |                     |                        |                             |
|                             | ○                   | ○                       |                        |                         | ○                    |                        |                     | ○                   |                        |                             |
|                             | ○                   | ○                       |                        |                         |                      |                        |                     | ○                   |                        |                             |
|                             | ○                   | ○                       |                        | ○                       | ○                    |                        |                     |                     |                        |                             |
|                             | ○                   | ○                       |                        | ○                       |                      |                        |                     |                     |                        |                             |
|                             |                     |                         |                        | ○                       |                      | ○                      |                     |                     |                        | ○                           |
|                             |                     |                         |                        | ○                       |                      | ○                      |                     |                     |                        | ○                           |
|                             |                     |                         |                        | ○                       |                      |                        |                     |                     | ○                      | ○                           |
|                             |                     | ○                       |                        | ○                       |                      |                        |                     |                     |                        |                             |
|                             |                     |                         | ○                      | ○                       |                      |                        |                     |                     |                        | ○                           |
|                             | ○                   | ○                       |                        | ○                       |                      | ○                      |                     |                     |                        | ○                           |
|                             | ○                   | ○                       |                        | ○                       |                      | ○                      | ○                   | ○                   |                        | ○                           |
| ○                           |                     |                         |                        | ○                       |                      | ○                      | ○                   | ○                   |                        |                             |
|                             | ○                   | ○                       |                        |                         |                      | ○                      | ○                   | ○                   |                        |                             |
|                             |                     |                         |                        | ○                       | ○                    | ○                      | ○                   | ○                   |                        |                             |

第5編  
第2章  
計画の実効性確保

第4章 健康長寿で元なまちづくり

|                         |   |   |   |   |   |  |
|-------------------------|---|---|---|---|---|--|
| 健康づくりと医療の推進①(心と体の健康づくり) |   | ○ | ○ |   |   |  |
| 健康づくりと医療の推進②(感染症対策)     |   |   | ○ |   |   |  |
| 健康づくりと医療の推進③(地域医療体制)    |   |   | ○ |   |   |  |
| 地域福祉と障がい者福祉の推進          | ○ |   | ○ |   | ○ |  |
| 高齢者福祉の推進                |   |   | ○ |   |   |  |
| 生涯学習の推進                 |   |   | ○ | ○ | ○ |  |
| 生涯スポーツの推進               |   |   | ○ | ○ | ○ |  |

第5章 子どもを大切にすまちづくり

|                     |   |   |   |   |   |  |
|---------------------|---|---|---|---|---|--|
| 子育て支援の充実            | ○ |   | ○ | ○ | ○ |  |
| 乳幼児保育と教育の充実         | ○ |   | ○ | ○ | ○ |  |
| 学校教育の推進①(質の高い教育の実施) | ○ |   | ○ | ○ | ○ |  |
| 学校教育の推進②(教育環境の充実)   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |

第6章 交流で絆を育むまちづくり

|            |  |  |  |   |  |  |
|------------|--|--|--|---|--|--|
| 観光交流の振興    |  |  |  | ○ |  |  |
| 歴史まちづくりの推進 |  |  |  | ○ |  |  |
| 移住・定住の促進   |  |  |  |   |  |  |

計画の推進に向けて ～町民との共創と効率的な行財政運営～

|                                |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 健全で持続可能な財政運営①(財政運営)            | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 健全で持続可能な財政運営②(町税)              | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 行政機能の充実強化①(行政サービス)             | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 行政機能の充実強化②(デジタル化の推進)           | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 行政機能の充実強化③(広域連携)               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 誰もが参加できるまちづくりの推進①(住民自治)        | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 誰もが参加できるまちづくりの推進②(男女共同参画・SDGs) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広報・広聴の充実                       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |



